

令和7年度 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第1回）次第

日 時 令和7年9月10日（水）

14：00～16：30

場 所 山梨県庁防災新館 407・408 会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

1 第5次山梨県廃棄物総合計画策定にあたる論点整理

- （1） 第5次山梨県廃棄物総合計画の策定について（資料1）
- （2） 廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について（資料2）
- （3） 同計画の基本方針について（資料3）
- （4） 同計画の目標設定について（資料4）

5 閉 会

山梨県環境保全審議会廃棄物部会委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	森 一博	山梨大学大学院 教授
2	岸 いず美	幼児緑育研究会 代表
3	島崎 洋一	山梨大学大学院 教授
4	保坂 多枝子	山梨県女性団体協議会 副会長（環境部長）
5	長池 伸子	N P O 法人スペースふう 副理事長
6	金丸 一元	山梨県市長会 副会長（南アルプス市長）
7	伊藤 智基	山梨県立大学 准教授
8	古家 滋子	生活協同組合パルシステム山梨 長野 理事長
9	反田 成樹	（一社）山梨県産業資源循環協会 会長
10	宇仁菅 伸介	（公財）廃棄物・3 R 研究財団 専務理事

1 第5次山梨県廃棄物総合計画の策定について

1 趣旨

県では平成 17 年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、平成 18 年 2 月に山梨県廃棄物総合計画を策定した。この計画に基づき進めてきた取組を一層強化するため、平成 30 年度に「第 4 次山梨県廃棄物総合計画（以下「第 4 次計画」という。）」を策定した。

第 4 次計画では、平成 30 年度を基準年とし、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げるとともに、頻発する大規模災害に対応するため、災害廃棄物対策等の取組を強化していくこととした。

これまで、環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などにより、ごみ排出量は減少傾向にあるが、本県の循環型社会の強固な構築へ向け、引き続き、社会経済情勢の変化を見据えつつ廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。そのため、令和 7 年度が計画期間の最終年度となる第 4 次計画を見直し、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間を計画期間とした「第 5 次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。

2 計画の位置づけ ※法律や上位計画との関連図は≪参考資料 1≫参照

- ・本計画は廃棄物の処理に係る国の方針に則して策定し、上位計画である「第 3 次山梨県環境基本計画」で目指す「循環型社会の形成」を推進するものである。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 と山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 1 条に規定する法定計画である。

3 計画の概要

（1）計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度まで（5 年間）

（2）廃棄物の現状と今後取り組む方向

①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③廃棄物不法投棄対策

（3）計画の数値目標

- ① 一般廃棄物、産業廃棄物
 - ・排出量、再生利用率、最終処分量
 - ・数値目標は令和 5 年度を基準年とし、令和 12 年度を目標年とする。
- ② 県民、事業者、行政の取り組むべき具体的事項、目標

（4）推進施策

主体（県民、事業者、行政）ごとに、廃棄物の発生抑制等を推進するための役割と取り組むべき事項について現施策を見直すとともに、目標に向けて新たな施策を記載。

（5）計画の進行管理

毎年度、環境保全審議会に計画の進捗状況を報告する中で、計画の進行管理を行う。

4 策定方法

環境保全審議会廃棄物部会の意見を踏まえ素案を作成し、市町村の意見を求めパブリックコメントを行った上で、庁議に付議し、策定する。

5 策定スケジュール

時 期	内 容
令和 7 年 8 月 26 日	庁内検討会議（次期施策調査）
9 月 10 日	第 1 回廃棄物部会（論点整理、目標数値設定等の検討）
10 月上旬	素案作成開始
11 月中旬	第 2 回廃棄物部会（素案に対する検討）
12 月中旬	第 2 回環境保全審議会（素案審議）
令和 8 年 1 月中旬	素案に対して庁内・市町村へ意見照会
1 月中旬	本会意見の素案反映、部会委員に共有
2 月上旬	素案パブリックコメント
2 月下旬	素案の最終調整
3 月下旬	第 3 回環境保全審議会（計画案の審議）
	庁議（新計画の策定について）
	公表

2 廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性

1-1. 一般廃棄物（ごみ）の現状と今後の取り組むべき方向性

(1) 一般廃棄物処理の現状

① 総排出量等

令和6年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、ごみの排出量は平成30年度の299,168トンから令和5年度の273,595トンへと8.5%減少している。内訳としては、市町村が行う収集運搬量が7.3%減少し、市民あるいは事業者が処理施設に直接搬入した直接搬入量も13.6%減少している。また、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された自治会等によって回収された集団回収量については約36%の大幅減少となっている。

	平成30年度		令和5年度		増減率（%）
収集運搬量	263,516 t	88.1%	244,246 t	89.3%	-7.3
直接搬入量	29,266 t	9.8%	25,282 t	9.2%	-13.6
集団回収量	6,386 t	2.1%	4,067 t	1.5%	-36.3
総排出量合計	299,168 t	100%	273,595 t	100%	-8.5

② ごみ搬入量の推移

生活系ごみと事業系ごみの全体に占める割合については、平成30年度と比べるとほぼ同水準となっている。生活系ごみが平成30年度に対して7.9%減少している。事業系ごみも8.1%減少している。

	平成30年度		令和5年度		増減率（%）
生活系ごみ	206,341 t	70.5%	190,113 t	70.5%	-7.9
事業系ごみ	86,441 t	29.5%	79,415 t	29.5%	-8.1
合計	292,782 t	100%	269,528 t	100%	-7.9

③ 一人1日当たりに家庭から排出されるごみの量

一人1日当たりに家庭から排出されるごみの量は、平成30年度と比べると減少はしているが、全国平均より多い状況。

	平成30年度	令和5年度	増減率（%）
本県	590g	562g	-4.7
全国平均	505g	475g	-5.9

④ 一般廃棄物（ごみ）の処理状況

総排出量は排出削減が進んでいる。再生利用率は平成30年度の17.0％から15.6％に1.4ポイント減少している。最終処分量は、平成30年度の19,675トンから令和5年度の18,996トンと減少した。

	平成30年度	令和5年度	増減率（％）
排出量	299,168 t	273,595	-8.5
再生利用率	17.0％	15.6％	-8.2
最終処分量	19,675 t	18,996 t	-3.5

⑤ 収集運搬量の種類別の推移

収集ごみに対する分別区分ごとの量は全区分で減少している。可燃ごみが207,876トンで収集ごみの85.1％を占めており、平成30年度の221,206トンに比べ13,330トン減少（-6.0％）している。

分別区分	平成30年度		令和5年度		増減率（％）
可燃ごみ	221,206 t	84.5％	207,876 t	85.1％	-6.0
不燃ごみ	11,587 t	4.4％	9,611 t	3.9％	-17.1
資源ごみ	25,267 t	9.7％	23,410 t	9.6％	-7.4
粗大ごみ	3,425 t	1.3％	3,257 t	1.3％	-4.9
その他	243 t	0.1％	92 t	0.1％	-62.0
収集運搬量計	261,728 t	100％	244,246 t	100％	-6.7

⑥ 資源化量の状況

市町村収集による直接資源化量は平成30年度に比べると48.4％増加した。しかし、自治会等による集団回収量は平成30年度と比較すると、-36.3％と大幅に低下している。

	平成30年度		令和5年度		増減率（％）
直接資源化量	7,825 t	15.9％	11,612 t	27.0％	48.4
集団回収量	6,386 t	13.0％	4,067 t	9.4％	-36.3
中間処理における資源化	34,898 t	71.1％	27,417 t	63.6％	-21.4
総排出量合計	49,109 t	100％	43,096 t	100％	-15.3

⑦ ごみ焼却施設におけるごみの種類別組成

ごみ焼却施設におけるごみの組成については、平成30年度と比べほとんど変化が見られないが、厨芥類が減少している。

ごみの種類別組成	平成 30 年度	令和 5 年度	増減
紙・布類	45. 6%	46. 5%	0. 9P
ビニール類	27. 8%	27. 5%	-0. 3P
木・竹類	6. 8%	7. 1%	0. 3P
厨芥類	12. 5%	10. 6%	-1. 9P
不燃物類	2. 2%	4. 0%	1. 8P
その他	5. 0%	4. 4%	-0. 6P

⑧ 一人当たりのごみ処理経費

一人当たりのごみ処理経費については、施設の維持管理費用等の上昇により、平成30年度に比べ大幅に増加した。

	平成 30 年度	令和 5 年度
一人当たりのごみ処理経費	11, 727 円	13, 326 円

(2) 一般廃棄物（ごみ）の第4次山梨県廃棄物総合計画（令和3年～令和7年）の目標に対する実績及び要因分析

① ごみの総排出量

【全体総括】基準年度（平成30年度）からほぼ年次目標値どおりに減少傾向にある。

一般廃棄物（ごみ）総排出量については、令和5年度の年次目標を達成しており、基準年である平成30年度と比較すると、排出抑制は進んでいる。令和5年度は令和4年度に比べ総排出量が大きく減少したが、とりわけ生活系ごみが大きく減少した。

生活系ごみの排出量は、行政による環境に関するイベント・学習会などの啓発活動を通じて、県民の環境意識が高まってきたことにより、発生抑制が進んでいる。

また、県内人口の減少や、少子高齢化の進行による地域（学校、自治会）の回収活動の低下、物価高騰による買い控え、中古品売買（リユース）市場の拡大という社会経済構造の変化も総排出量が減少した要因と推測される。

さらに、生活系ごみは新型コロナウイルスの流行による行動制限がなくなったことにより、県民の生活行動が平常化する中で家庭内での活動が減少したことも要因と推測される。

なお、令和2年度は一時的に数値が増加したが、これはコロナ禍での巣ごもり消費による増加と推測される。

一方、事業系ごみは、行政による定期的な搬入検査の実施等の際、分別の徹底を指導することにより、排出削減を図っているが、景気の動向に左右される要素が多く、富士山をはじめとする観光地を有する山梨県においては、中部横断自動車道の全線開通や新型コロナウイルスの流行による行動制限がなくなったこともあり、国内外を含む観光客数の増加とともに、事業系ごみの排出量が増加するという傾向もある

【生活系ごみの総括】

○増加している主な原因（R2）

- ・コロナ禍での巣ごもり消費による増加

○減少している主な原因（R3～R5）

- ・県内の人口減少、少子高齢化等による地域の回収活動の停滞という社会構造の変化
- ・新型コロナウイルスの行動制限（令和2年～3年 緊急事態宣言）がなくなったことによる巣ごもり消費の減少
- ・行政による啓発活動の効果

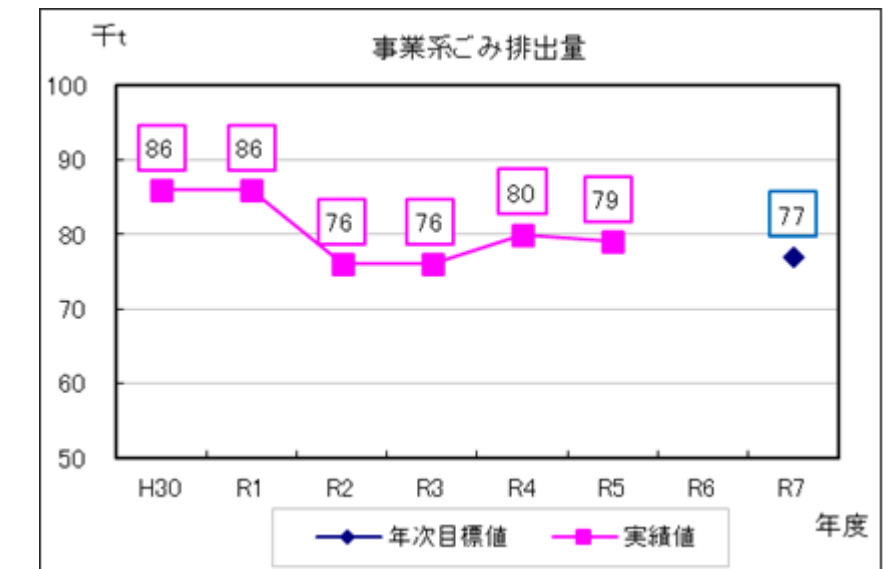
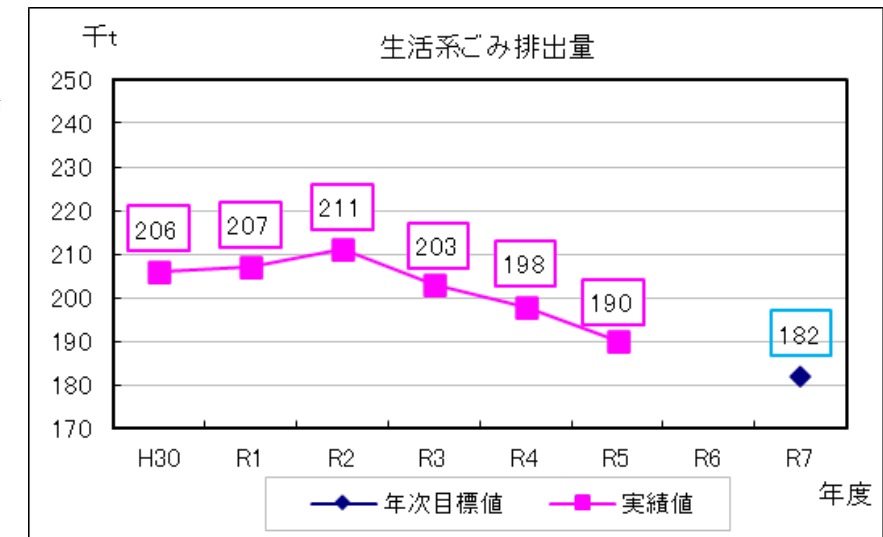
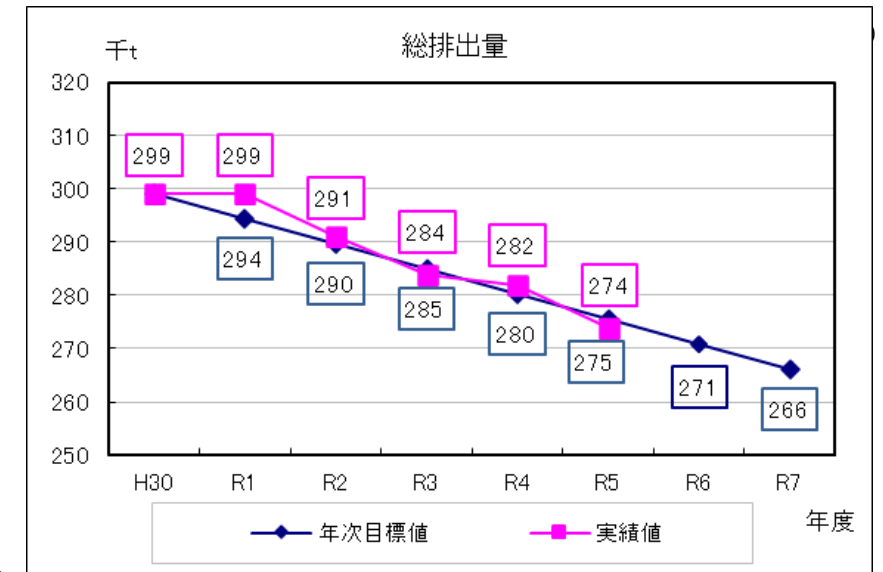
【事業系ごみの総括】

○増加している主な原因（R4）

- ・観光客の増加
- ・大規模小売店の出店拡大による事業所の大規模化
- ・新型コロナウイルスの行動制限解除

○減少している主な原因（R2）

- ・県による定期的な搬入検査の実施による事業者の分別管理の徹底
- ・市町村による一般廃棄物多量排出事業者に対する減量化計画書の提出の義務付けによる事業者の意識の変容



② 一般廃棄物の再生利用率の向上

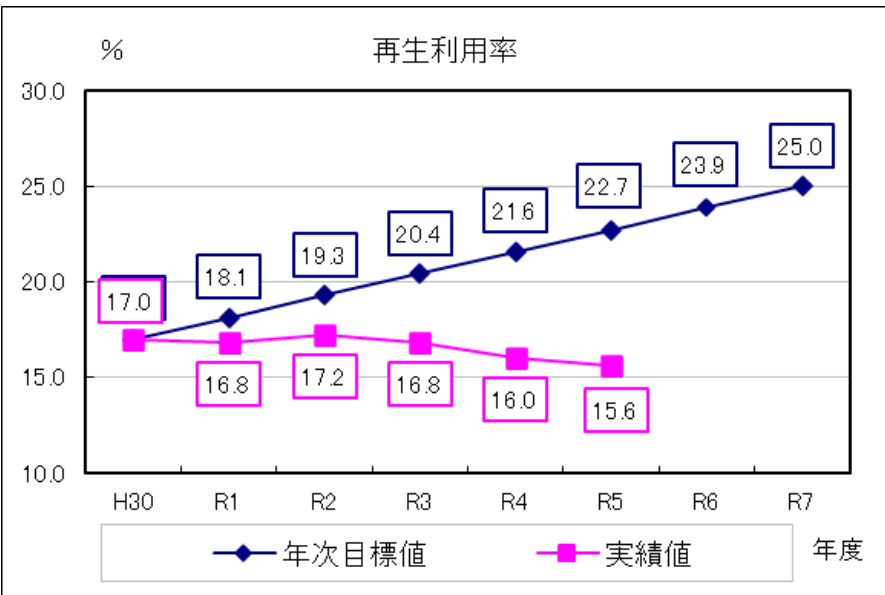
【全体総括】基準年度（平成30年度）から改善せずに減少傾向であり、目標値からの差が拡大している。

一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は、スーパー、コンビニ等小売店舗においては、資源物の店頭回収をしている店舗が増えたが、その量が統計の対象外であるという点も再生利用率が伸びない要因の一つと推測される。

また、再生利用率は、目標値と実績値との差が拡大して推移している。前述のとおり県内人口の減少や、少子高齢化による地域（学校、自治会）の回収活動の低下や物価高騰による買い控えという社会経済構造の変化も背景にあると考えられる。

また、新聞発行部数の減少や電子出版の増加により重量のある紙類が減少していることも要因と考えられる。

さらに、ごみ分別の不徹底により、再資源化できるものが焼却処理されてしまうことや、インバウンドの増加による観光業や飲食業などの第3次産業の拡大による使い捨て容器や包装資材などの再利用困難な廃棄物が増加していることや地域による住民の分別意識の差などが要因と考えられる。



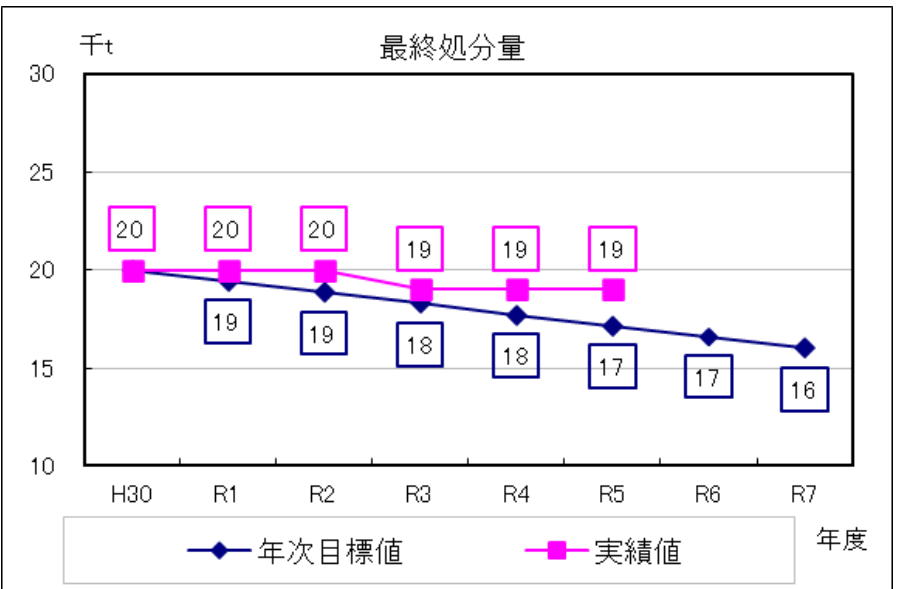
○低下している主な原因

- ・少子高齢化の進展が原因と考えられる集団回収量の減少
- ・新聞発行部数の減少や電子出版の増加等による紙類の減少
- ・ごみ分別の不徹底による可燃ごみ等への資源ごみの混入
- ・第3次産業の拡大による使い捨て容器や包装資材などの再利用困難な廃棄物が増加
- ・小売店舗による資源ごみの店頭回収量が統計へ未反映

③ ごみの最終処分量の削減

【全体総括】目標数値には達していないが、基準年度（平成30年度）からやや減少した。

一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は、目標値を上回り、その減少量が鈍化している。分別・資源化の取り組みに市町村により地域差があり、分別の不徹底による可燃ごみ等への資源ごみの混入や観光業や飲食業などの第3次産業の拡大による使い捨て容器や包装資材などの再利用困難な廃棄物が増加していることが要因と考えられる。



○減少が鈍化している主な原因

- ・分別の不徹底による可燃ごみ等への資源ごみの混入
- ・第3次産業の拡大による使い捨て容器や包装資材などの再利用困難な廃棄物が増加

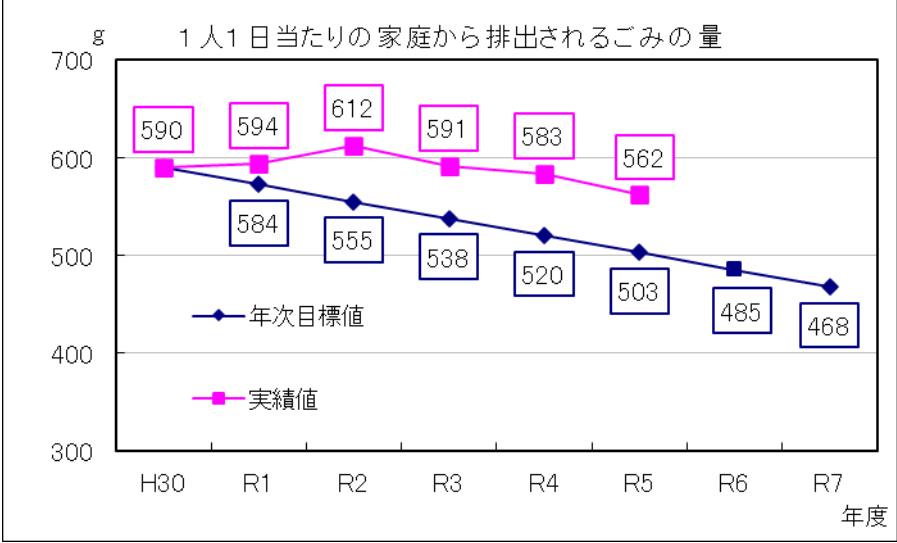
（３）一般廃棄物（ごみ）の今後の取り組むべき方向性

一般廃棄物総排出量は減少傾向にあるが、一人１日当たりに家庭から排出されるごみの量(562g)は、全国平均（475g）と比較すると多い。これは、世帯の構成人数が少なくなるほど一人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向があるとされており（※）、本県も、１世帯当たりの人数が減少していることが要因と考えられる。今後は、市町村を中心として、こうした１世帯当たりの人数が少ない世帯に対して、広報紙、SNS（LINE、YouTube等）等を活用した効果的な分別方法の周知、ごみ出し支援体制を強化することで、従来の取り組みをさらに促進していく必要がある。

再生利用率は、目標値を下回り、目標値との乖離は年々拡大して推移している。最終処分量は、排出抑制と再生利用率の向上が図られれば、必然的に削減できる。このことから、総排出量のさらなる削減と再生利用率の向上という目標は引き続き推進する必要がある、今後の取り組むべき方向は次のとおりと考える。

※家庭ごみ排出量の決定要因分析（平成29年11月）明治大学 畑農鋭矢研究会行政文科会①政策フォーラム発表論文

- ・1世帯当たりの人数が少ない世帯に対して、広報紙、SNS（LINE、YouTube等）、ICTを活用した分別方法（アプリ）の周知、ごみ出し支援体制の強化等を検討することで従来の取り組みをさらに促進
 - ・排出抑制の取組の継続と推進
 - ・再生利用率の増加と最終処分量の削減の継続的な推進



また、近年多発する大規模災害の際に大量に発生する災害廃棄物への対応も、平時から訓練や情報共有を進め、対策を講ずることも急務である。

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる対応》

① ごみの総排出量の抑制

県民

- ・食材の使い切りや適正な保存、過度な鮮度志向の抑制等により、食品ロスを削減する。
- ・マイバッグ・マイボトルの利用、詰替製品や簡易包装の選択、リユース食器の活用等により、容器包装廃棄物を削減する。
- ・中古品やリユース品の積極的活用を推進する。
- ・生ごみ等を資源として再利用し、循環利用につなげる。

事業者

- ・情報化やデジタル技術の進展を踏まえ、生産・流通工程における無駄な資源投入や廃棄物発生を抑制する。
- ・使用済み製品や部品の繰り返し利用を推進する。

行政

- ・有料指定ごみ袋制度の導入や徹底により、発生抑制を促す。
- ・環境教育・環境学習を強化し、排出抑制の基盤を醸成する。
- ・ICTを活用したごみ排出情報の「見える化」や分別アプリ等の普及により、住民行動を支援する。

② 再生利用率の向上

県民

- ・ごみ出しの際の資源分別を徹底する。
- ・リサイクル製品や再生材を積極的に購入・利用する。

事業者

- ・再利用や分別可能な製品の設計・開発を推進する。
- ・再生資源を積極的に活用し、サーキュラーエコノミー（循環型経済）を担う役割を果たす。

行政

- ・分別収集対象品目の拡充を進める。
- ・リサイクルステーション等の拠点回収場所を整備・増設し、利便性を向上させる。
- ・ごみ処理施設の広域化計画を推進し、効率的かつ安定的な資源循環体制を構築する。

③ 災害廃棄物の処理

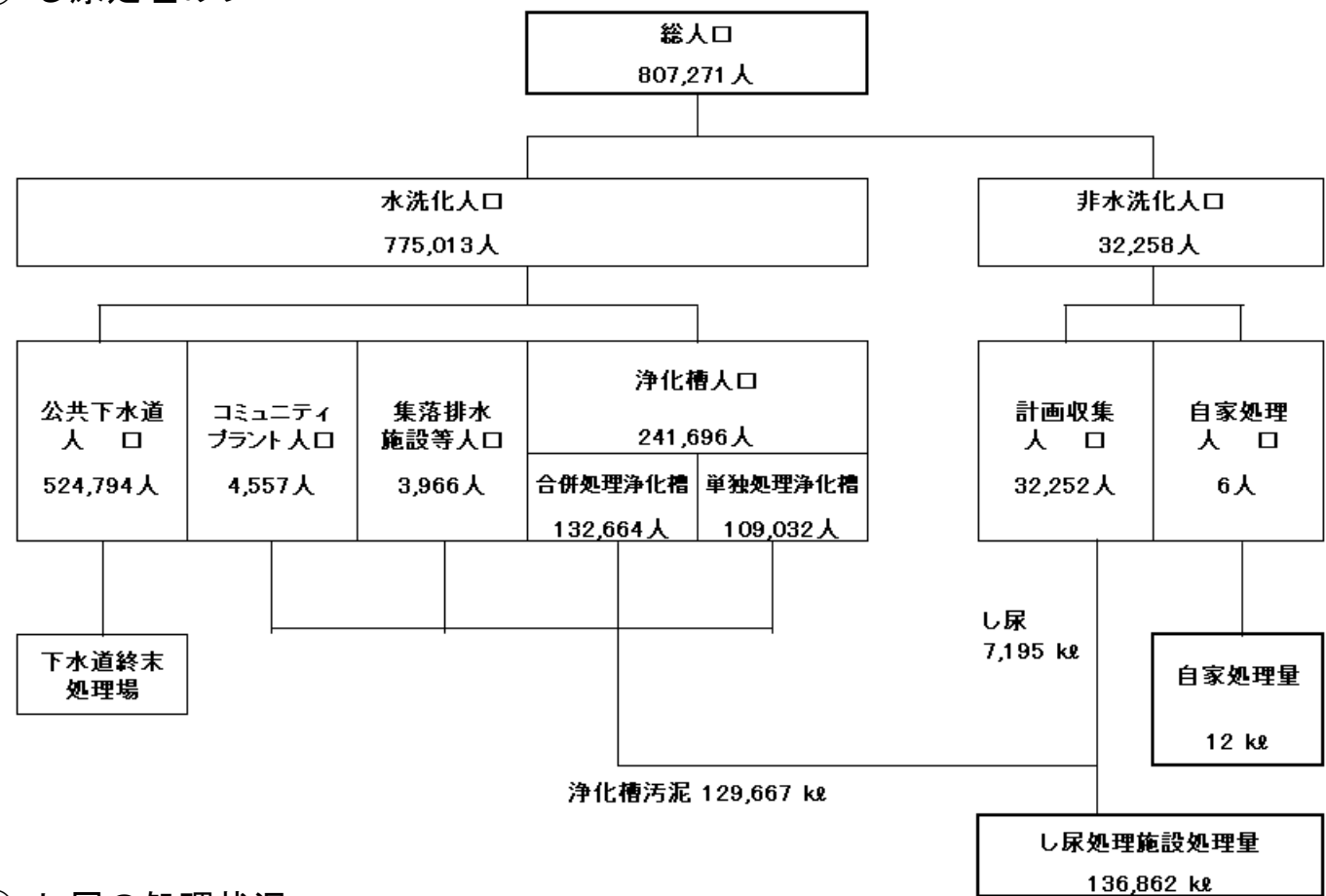
行政

- ・各市町村による災害廃棄物処理計画の策定や、地域防災計画の見直し。
- ・災害時に大量に発生する廃棄物について、迅速かつ適正に処理できる体制を確保する。
- ・広域自治体、民間事業者との協定や連携を強化し、不測の事態でも揺るがない体制を構築する。
- ・平時から訓練や情報共有を進め、災害発生時の実効性を担保する。

1－2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

（１） 一般廃棄物（し尿）処理の現状

① し尿処理のフロー



② し尿の処理状況

令和5年度の水洗化率は96.0％であり、平成30年度と比べほとんど変化がみられない。水洗化人口のうち、下水道人口は524,794人（65％）であり、平成30年度の504,966人（60.7％）と比べると増加している。

し尿処理施設で処理された浄化槽汚泥やし尿は136,862 k lであり、平成30年度の144,526 k lと比べると、人口減少や下水道処理への移行により減少している。

し尿の処理状況	平成30年度	令和5年度	増減
水洗化人口（水洗化率）	797,236人(95.8%)	775,013人(96.0%)	0.2P（水洗化率）
非水洗化人口（非水洗化率）	34,815人(4.2%)	32,258人(4.0%)	-0.2P(非水洗化率)
し尿処理施設処理量	144,526k l	136,862k l	-5.3%

（２） 一般廃棄物（し尿）処理の今後の方向性

- ・し尿処理施設の適正な維持、管理

2. 産業廃棄物の現状と今後の取り組むべき方向性

(1) 産業廃棄物処理の現状

① 種類別排出量等

令和6年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査（令和5年度実績）の結果によると、総排出量は1,650千トンであり、平成30年度と比較すると48千トン減少している。産業廃棄物の排出量は、経済状況に左右されるところが大きいが、再生利用の拡大や規制強化、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の実施など、各事業所において産業廃棄物の排出抑制への取り組みがなされてきたことも要因として挙げられる。

種類別では、汚泥が798千トン（総排出量の48.4%）で最も多く、以下、がれき類、家畜ふん尿となっている。平成30年度と比較すると、紙くず、ガラコン陶等は増加しており、その他は減少している。

種類	平成30年度		令和5年度		増減率（%）
汚泥	868 千 t	51.1%	798 千 t	48.4%	-8.1
がれき類	377 千 t	22.2%	335 千 t	20.3%	-11.1
家畜ふん尿	192 千 t	11.3%	167 千 t	10.1%	-13.0
金属くず	16 千 t	1.0%	14 千 t	0.8%	-12.5
廃プラスチック類	53 千 t	3.1%	46 千 t	2.8%	-13.2
紙くず	2 千 t	0.1%	3 千 t	0.2%	50.0
ガラコン陶	83 千 t	4.9%	124 千 t	7.5%	49.4
その他	107 千 t	6.3%	163 千 t	9.9%	52.3
合計	1,698 千 t	100.0%	1,650 千 t	100.0%	-2.8

② 業種別排出量等

業種別の排出量については、建設業が525千トン（総排出量の31.8%）で最も多く、以下、電気・水道業、製造業となっている。平成30年度と比較すると、製造業で約23%、建設業で約3%、排出量が増加した一方、それ以外の業種では減少しており、鉱業で約25%、農業で約14%減少している。

業種	平成30年度		令和5年度		増減率（%）
鉱業	272 千 t	16.0%	205 千 t	12.4%	-24.6
建設業	509 千 t	30.0%	525 千 t	31.8%	3.1
農業	193 千 t	11.4%	167 千 t	10.1%	-13.5
電気・水道業	461 千 t	27.1%	433 千 t	26.2%	-6.1
製造業	247 千 t	14.6%	303 千 t	18.4%	22.7
その他	16 千 t	0.9%	17 千 t	1.1%	6.2
合計	1,698 千 t	100.0%	1,650 千 t	100.0%	-2.8

③ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の排出量は1,650千トンであり、中間処理による減量化（563千トン）の後、1,062千トンが再生利用され、25千トンが最終処分された。
再生利用率が増加した背景として、公共工事を中心とした再生資材需要の増加、処理技術や施設整備の進展等によるものと推測する。
最終処分量の増加には、建設工事に伴う廃棄物発生が増加が大きく影響していると推測する。特に、老朽化建築物の解体に伴う混合廃棄物等が処分量を押し上げていると考えられる。

	平成 30 年度	令和 5 年度	増減率（％）
排出量	1,698 千 t	1,650 千 t	-2.8
再生利用率（再生利用量）	52%（1,040 千 t）	56%（1,062 千 t）	+4P
最終処分量	21 千 t	25 千 t	19.0

④ 産業廃棄物の再生利用率（種類別）

産業廃棄物の種類別の再生利用率は、平成30年度から引き続き、紙くずはほぼ全量、ガラコン陶、がれき類、家畜ふん尿、金属くずは90%を超える高い割合となっている。
汚泥の再生利用率が低いのは、排出量（時）の含水率が高いためである。なお、減量化後の汚泥の再生利用率は、平成30年度は98.3%、令和5年度は99.3%となる。

	平成 30 年度		令和 5 年度		再生利用量の
	再生利用量(千 t)	再生利用率(%)	再生利用量(千 t)	再生利用率(%)	増減率（％）
汚泥	283	32.6	290	36.3	2.5
がれき類	371	98.4	324	96.7	-12.7
家畜ふん尿	183	95.5	158	94.6	-13.7
金属くず	16	100.0	13	92.9	-18.8
廃プラスチック類	36	67.9	34	73.9	-5.6
紙くず	2	100.0	3	100.0	50.0
ガラコン陶	80	96.4	120	96.8	50.0
その他	69	—	120	—	74.0
合計	1,040	—	1,062	—	2.1

⑤ 産業廃棄物の再生利用率（業種別）

業種別の再生利用率について、建設業は建設リサイクル法の浸透やがれき類等の再資源化しやすい廃棄物の特性等により、高い割合で推移していると考えられる。
農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため、再生利用率は高い。鉱業、電気・水道業からの排出は、大部分が汚泥である。これらの汚泥は、減量後、ほぼ全量が再生利用される。製造業は、排出量が増加した一方、再生利用率は上昇した。

業種	平成 30 年度		令和 5 年度		再生利用量の
	再生利用量(千 t)	再生利用率(%)	再生利用量(千 t)	再生利用率(%)	伸び率(%)
鉱業	210	77.2	189	92.2	-10.0
建設業	480	94.3	498	94.9	3.8
農業	184	95.5	158	94.6	-14.1
電気・水道業	30	6.5	46	10.6	53.3
製造業	128	51.8	160	52.8	25.0
その他	8	50.0	11	58.8	37.5
合計	1,040	—	1,062	—	2.1

⑥ 産業廃棄物の最終処分量（種類別）

令和５年度の最終処分量は25千トンであり、平成30年度と比較すると、４千トンの増加となった。
種類別では、がれき類の発生量が増加したことが要因として推測される。

種類	平成 30 年度		令和 5 年度		増減率（％）
汚泥	2 千 t	9. 5%	2 千 t	8. 0%	0. 0
がれき類	7 千 t	33. 3%	11 千 t	44. 0%	57. 1
家畜ふん尿	0 千 t	—	0 千 t	—	—
金属くず	0 千 t	—	1 千 t	4. 0%	—
廃プラスチック類	6 千 t	28. 6%	5 千 t	20. 0%	-16. 7
紙くず	0 千 t	—	0 千 t	—	—
ガラコン陶	3 千 t	14. 3%	3 千 t	12. 0%	0. 0
その他	3 千 t	14. 3%	3 千 t	12. 0%	0. 0
合計	21 千 t	100. 0%	25 千 t	100. 0%	19. 0

⑦ 産業廃棄物の最終処分量（業種別）

業種別では、建設業の公共事業に伴うがれき類の増加が要因として推測される。

業種	平成 30 年度		令和 5 年度		増減率（％）
鉱業	0 千 t	—	0 千 t	—	—
建設業	14 千 t	66. 7%	16 千 t	64. 0%	14. 3
農業	0 千 t	—	0 千 t	—	—
電気・水道業	0 千 t	—	0 千 t	—	—
製造業	6 千 t	28. 6%	6 千 t	24. 0%	0. 0
その他	1 千 t	4. 7%	3 千 t	12. 0%	200. 0
合計	21 千 t	100. 0%	25 千 t	100. 0%	19. 0

（２）産業廃棄物の第４次山梨県廃棄物総合計画の目標に対する実績及び要因分析

本調査は、５年に一度の実態調査結果（平成30年度、令和５年度）をもとに集計したものであり、その間の年度（令和元年度、２年度、３年度、４年度）における調査では、平成30年度の実績値をもとに各年度の活動量指標を用いて発生量等を推計した。

① 総排出量の抑制

産業廃棄物の排出量については、各年度において年次目標を達成した。令和元年度から３年度は、コロナ禍による景気後退により、排出量が減少したと推測される。令和４年度以降は景気の持ち直しにより排出量も増加傾向であるが、令和５年度は、平成30年度（基準年）と比較すると、48千トン減少しており、特に鉱業が約67千トン減少した。

○減少している主な原因

・鉱業、農業

鉱業から排出される産業廃棄物のほとんどは、製品の生産に伴い発生する汚泥であり、その発生量は、製品の生産量や製造条件などの影響を受ける。一部の事業所において受注数が減少したことが要因の一つと考えられる。

農業から排出される産業廃棄物は、排出量の大部分を家畜ふん尿が占めているが、飼養頭数が減少したことが要因と考えられる。

② 再生利用率の向上

産業廃棄物の再生利用率については、年度ごと50%前後で増減を繰り返しており、令和５年度のみ目標値を達成した。令和５年度については、再生利用量そのものが増加したことで基準年より上昇したと推測される。

○増加している主な原因

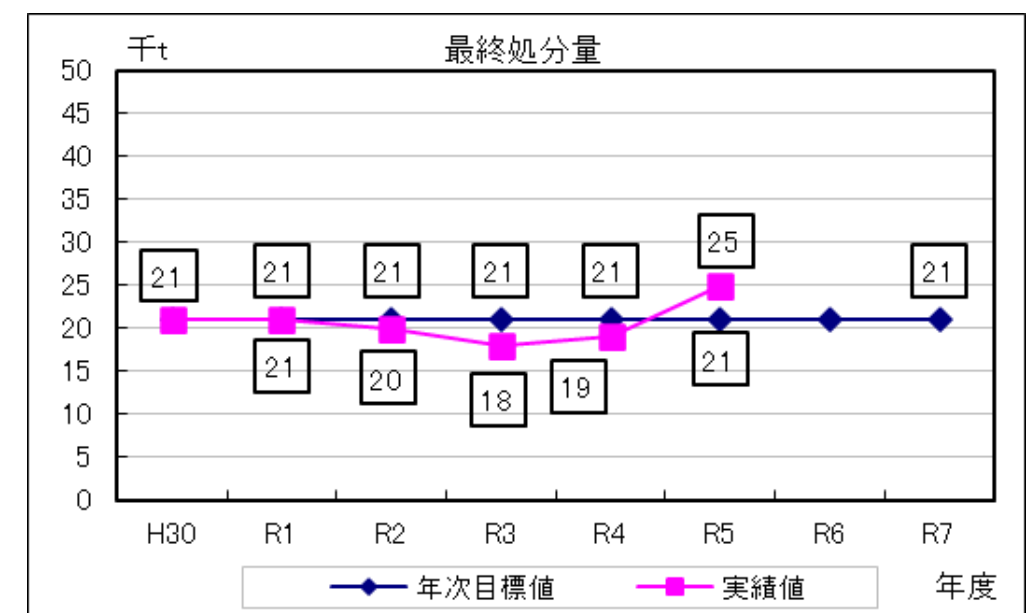
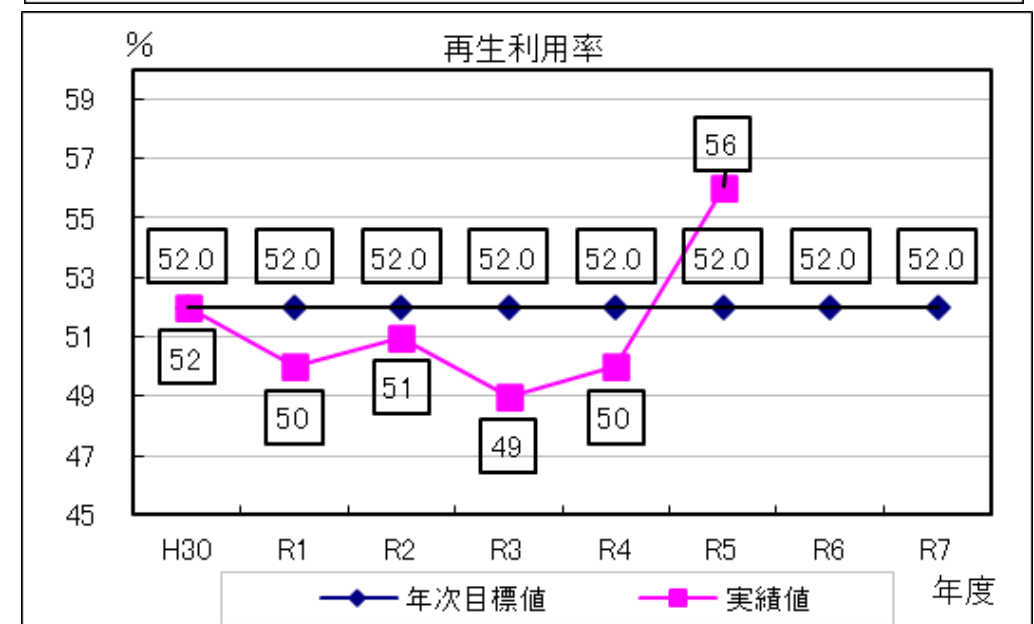
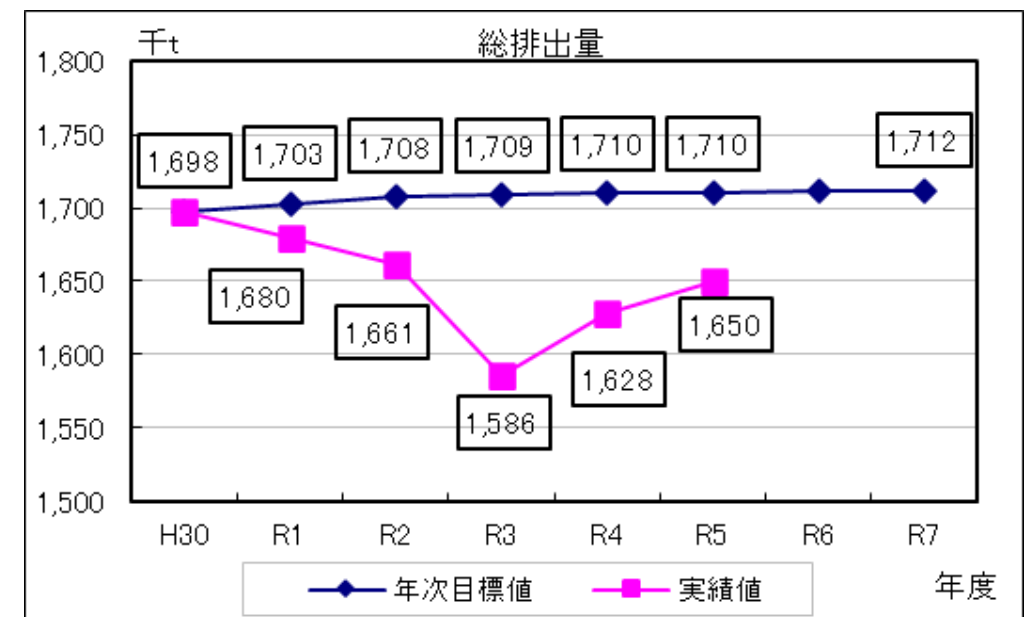
・特に建設業におけるガラコン陶の再生利用量が増加していたことが要因と考えられる。

③ 最終処分量の抑制

産業廃棄物の最終処分量については、各年度ともに目標値を達成したが、令和５年度については、がれき類の処分量が増加したことから、基準年より増加し、年次目標を達成できなかった。

○増加している主な原因

・一部のインフラ整備工事における再生利用できないがれき類が最終処分されたことにより増加したと推測する。



（３）産業廃棄物の今後の取り組むべき方向性

排出量については、全国では減少傾向にあり、本県でも平成30年度（基準年）の1,698千トンから令和5年度の1,650千トンと、48千トン減少している（資料2 p.12の総排出量図を参照）。再生利用率については、排出抑制が進んだ中で再生利用量そのものが増加したことで、平成30年度（基準年）の52%から令和5年度の56%と、4ポイント増加している。よって、排出量、再生利用量共に年次目標を達成した。一方で、最終処分量については、最終処分されるがれき類の排出量の増加に伴い、年次目標の達成には至らなかった。

産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により産業毎の排出量が大きく左右されることから、そうした状況等に注視しつつ、排出抑制や再生利用、最終処分量の縮減に関する取り組みを継続的に行っていく必要がある。

また、排出抑制がさらに促進されても廃棄物の発生は避けられないため、排出者責任を徹底するとともに、処理業者への指導等により適正処理を確保する必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・発生抑制の取組みの継続と推進・排出事業者、処理業者による適正処理の確保 |
|---|

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる行政の対応》

① 産業廃棄物の発生抑制

- ・多量排出事業者等における適正処理、発生抑制（減量化）に向けた取り組み
- ・排出事業者に対する意識啓発活動等の取り組み

② 産業廃棄物の再生利用

- ・各種リサイクル法の推進
- ・再生処理物の利用拡大の取り組み支援

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物処理基準等の各種規制の遵守の徹底
- ・優良事業者の育成、廃棄物処理施設の安定的運営の促進

④ 有害廃棄物対策

- ・アスベスト廃棄物等の適正処理への継続的な取り組み

3. 廃棄物不法投棄の現状と今後の取り組むべき方向性

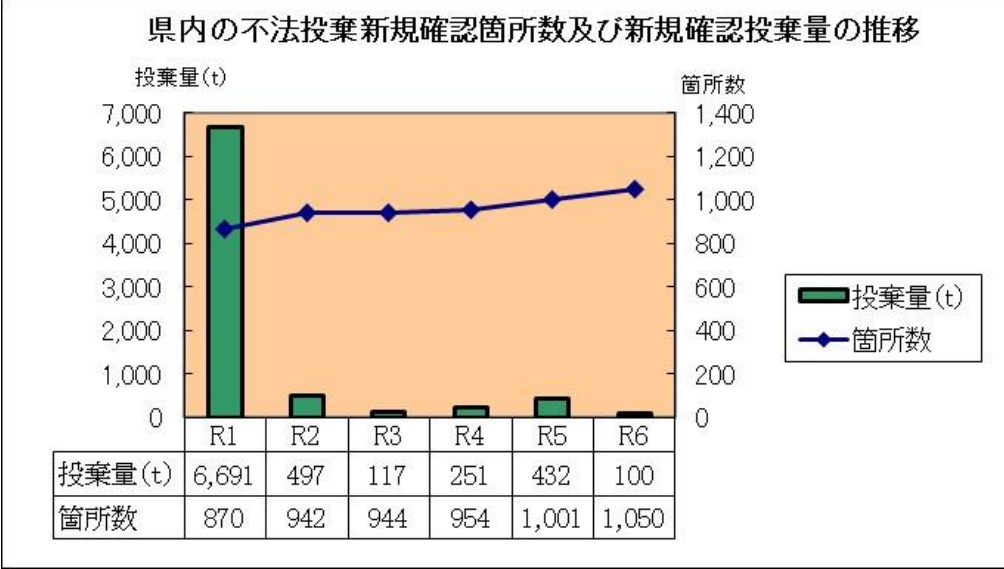
(1) 廃棄物不法投棄の現状

不法投棄の新規確認量は、各年度でばらつきがあり、増減を繰り返していた。特に令和元年度の新規確認量が他年度と比べ突出しているのは、峡南林務環境事務所管内において大規模事案が発生した影響によるものである。

一方、不法投棄の新規確認箇所数については、産業廃棄物に関しては令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向もみられたが、一般廃棄物に関しては近年増加傾向にあり、廃棄物全体でみると微増傾向にある。

令和6年度について見ると、投棄量では産業廃棄物が全体の6割程度を占めているが、投棄箇所数では一般廃棄物が全体の9割以上を占めており、小規模な不法投棄が依然として多い状況にある。

	不法投棄新規確認件数			不法投棄新規確認量（t）		
	合 計	一般廃棄物	産業廃棄物	合 計	一般廃棄物	産業廃棄物
令和元年	870	793	77	6,691	33	6,658
令和2年	942	894	48	497	42	455
令和3年	944	909	35	117	45	72
令和4年	954	925	29	251	42	210
令和5年	1,001	979	22	432	67	365
令和6年	1,050	1,023	27	100	41	59



(2) 廃棄物不法投棄の今後の取り組むべき方向性

不法投棄の新規確認量は、大規模案件に大きく左右される。令和元年度が他年度に比べ突出しているのも大規模案件が発生したためである。

不法投棄の新規確認箇所数が大きく減少しないのは、不法投棄がされやすい場所への再投棄などが背景として考えられる。

新規確認量及び新規確認件数を減少させるためには、不法投棄のパトロール強化や市町村との連携を強化し、不法投棄を未然に防ぐことが重要となってくる。

- ・不法投棄対策の推進と徹底
市町村や警察、関係団体等との連携を強化し、不法投棄を未然に防止するための対策を推進する必要がある。

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる行政の対応》

- ・廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員による監視パトロールのほか、民間委託による休日・夜間監視パトロールにより監視体制を継続する。
- ・不法投棄監視ウィークや産業廃棄物処理月間など、より一層充実した啓発活動を実施する。
- ・不法投棄など廃棄物の不適正処理案件には、速やかに現地調査を実施し、行為者等を早期に特定する。
- ・不法投棄が繰り返し行われる場合には監視カメラを設置するなどして、行為者の特定に努める。
- ・悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処する。

3 第5次廃棄物総合計画の基本方針について

第4次廃棄物総合計画（以下「第4次計画」という。）における一般廃棄物・産業廃棄物の数値目標の進捗状況については、年次目標を達成できない項目が複数生じている。特に、一般廃棄物の再生利用率は目標を下回り、産業廃棄物においては最終処分量が基準年である平成30年度より増加するなど課題が残っている。一方で、産業廃棄物の再生利用率は平成30年度を上回る水準となるなど一部に改善も見られる。このように指標ごとに進捗状況が異なっていることから、引き続き循環型社会の形成へ向けた体制を引き続き強固にする必要がある。このため、第4次計画で定めた基本方針を引き継ぎながら、更なる現状分析を進め必要な取り組みを展開することで、より強固な循環型社会の形成が図れると考える。

よって、第5次廃棄物総合計画の基本方針は、現行の第4次計画で定めた基本方針を引き継ぎつつ、社会経済情勢の変化を見据えたものとしたい。

○国の方針との関係

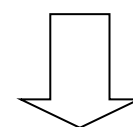
本県が策定する廃棄物総合計画は国が定める「廃棄物の減量等を図る基本方針」に則して策定することが求められている。国は令和6年度に基本方針を改正しており、従前の方針を引き継ぎながら社会情勢の変化に対応する考え方を示している。したがって、第5次総合計画でも循環経済への移行に向けた取組の推進といった基本的方向を引き継ぐことは国の方針と整合している。

さらに、第5次循環型社会形成推進基本計画、プラスチック資源循環促進法、サーキュラーエコノミー等の近年の国の施策を踏まえ、山梨県の地域特性や課題に即した施策を重点的に展開する。

○県の方針との関係

本計画の上位計画である「第3次山梨県環境基本計画」では「循環型社会の形成」が重点課題の一つとされており、3Rの推進や資源循環の強化を通じて持続可能な社会の実現を目指している。

現行の基本方針はこれに資するものであり、第5次廃棄物総合計画でも基本的方向を引き継ぐことは県の方針と整合している。



<上記状況等を踏まえた第5次廃棄物総合計画の基本方針について>

本県の廃棄物処理の現状や国・県の方針との整合性を踏まえたうえで、第5次山梨県廃棄物総合計画の基本方針（案）を次のとおりとする。

【関連するSDGs】

本計画で活用するSDGsは次のとおりとなります。



第5次山梨県廃棄物総合計画の基本方針（案）

1 計画の基本方針の考え方

循環型社会の形成を推進するにあたっては、まず「ごみにしない」発生抑制を最優先とし、廃棄物として排出されたものについては、不適正処理を防止し、環境負荷を最小化する観点から、①再使用（リユース）、②再生利用（リサイクル）、③熱回収（サーマルリサイクル）の順に循環的利用を図り、最終的に残ったものは適正に処分することを基本とします。

また、近年課題となっている海洋プラスチックごみによる環境汚染や、プラスチック製品の大量消費・廃棄による資源循環の遅れに対応するため、国は令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行した。本県においても、基本方針や数値目標の新設など、より具体的かつ実効性のある計画として令和7年3月に「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」を新たに策定し、その基本方針である「やまなしプラスチックスマート(※)」の実現を掲げています。

したがって本計画では、これらの国・県の方針に基づき、次の基本方針を定めるとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用に関する数値目標を設定し、県民・事業者・行政それぞれの役割を明確にして各種施策を総合的に推進します。さらに、本計画は「第3次山梨県環境基本計画」と整合を図るとともに、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」に掲げられた目標の考え方を取り入れ、地域社会・経済・環境の調和のとれた発展をめざします。

※県民及び事業者等が「プラスチックと賢く付き合っていくこと」の重要性を理解し、県全体が一丸となってプラスチックごみ等の発生抑制対策に取り組む

《基本方針》

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を抜本的に見直し、「物を大切にする文化」の継承と発展を基盤とします。その上で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を一層強化するとともに、再生可能資源への転換を意味する Renewable を推進し、資源の有効活用と環境負荷の低減を図ることで、持続可能な循環型社会の形成を進めます。

2 計画の推進にあたり特に留意する事項

① 発生抑制（リデュース）

- ・食品ロス削減やマイバッグの利用促進など、県民一人ひとりの生活様式の変化に根ざした行動を広げ、日常生活におけるごみの発生抑制を推進します。
- ・海洋プラスチックごみ問題については、たとえ内陸県である本県においても海洋汚染との関連を強く意識し、隣県や広域的な取組と連携しながら、発生抑制対策を強化します。
- ・「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」という情報化社会の進展（Society 5.0）の潮流及び「環境に配慮した技術や仕組みを取り入れ、持続可能な社会や経済を実現する」というグリーントランスフォーメーション（GX）を的確に捉え、デジタル技術の活用及び環境・経済・社会の三位一体で資源循環社会も視野に入れつつ、発生抑制に資する施策の形成を目指します。

② 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）

- ・高齢化社会の進展に伴う集団回収活動の低下や、プラスチック類の一括回収に向けた制度的変化など、資源物回収を取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな回収手法や体制整備について検討を進めます。
- ・ごみ処理広域化計画の着実な推進を図り、処理施設の集約化や効率化を進めることで、資源物の回収精度を高め、リサイクル率の向上につなげます。
- ・全国の自治体における優良事例の収集・紹介・普及に努め、成功事例を県内市町村へ展開することにより、地域の取組の底上げを図ります

③ 不測の事態でも揺るがない体制の構築

- ・災害により発生する大量の廃棄物については、迅速かつ適正に処理するとともに、可能な限り分別・選別・再生利用を行い、最終処分量の抑制を図る体制を整備します。

4 第5次廃棄物総合計画の目標設定について

1 一般廃棄物

(1) 国の示す目標値について

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和7年2月の通知において次のとおり示しました。

○国の基本方針

同目標値は、基準年度を令和4年度として令和12年度における目標値を以下のとおり設定している。

項目	基準年度		目標年度			
項目	令和4年度（実績値）		令和12年度（目標値）		増減量	増減
排出量	4,034	万トン	3,700	万トン	-334 千トン	-9.0%
再生利用率	20	%	26	%	－	+6 ポイント
最終処分量	337	万トン	320	万トン	-17 千トン	-5.0%
一人一日当たりの家庭ごみの排出量	496	g	478	g	-18 g	-3.6%
一人一日当たりのごみ焼却量（新設）	679	g	580	g	99 g	-14.6%

- ・排出量 令和4年度比で9%削減
- ・再生利用率 令和4年度比で6ポイント増加
- ・最終処分量 令和4年度比で5%削減
- ・一人一日当たりの家庭ごみの排出量 令和4年度比で3.6%削減
- ・一人一日当たりのごみ焼却量（新設） 令和4年度比で14.6%削減

※国は、第5次循環型社会形成推進基本計画において、新たに「一人一日当たりのごみ焼却量」を数値目標として位置付けている。これは、従来の排出量や再生利用率の指標だけでは把握しにくかった「焼却から資源循環への移行」を明確に示すためのものである。具体的には、焼却処理されてきた有機物やプラスチック等を肥料化・堆肥化・メタン化などの循環利用に転換することで、資源の有効活用を図るとともに、焼却に伴う温室効果ガス排出の削減にも資するものである。

国の数値目標は令和4年度を基準に設定されているが、既に令和5年度の実績値が発表されていることから、令和5年度を基準年にして令和12年の目標値を算出した場合の数値は下記のとおりとなる。令和12年度の目標値は据え置いていることから、増減率（%）のみが変化している。

項目	基準年度		目標年度			
項目	令和5年度（実績値）		令和12年度（目標値）		増減量	増減
排出量	3,897	万トン	3,700	万トン	-197 千トン	-5.1%
再生利用率	19.5	%	26	%	－	+ 7 ポイント
最終処分量	316	万トン	320	万トン	4 千トン	1.3%
一人一日当たりの家庭ごみの排出量	475	g	478	g	3 g	0.6%
一人一日当たりのごみ焼却量（新設）	660	g	580	g	80 g	-12.1%

(2) 本県の目標値の設定

① 排出量

国は、「廃棄物の減量等を図る基本方針」において、令和4年度を基準年度として令和12年度までに9%の総排出量削減を目標値としている。

一方、本県では令和5年度実績値を基準年度として設定したため、同様に令和12年度までの目標値を算出した場合、おおむね5%程度の削減率となる。したがって、本県の数値目標は、国の示す方向性を踏まえつつ、本計画では令和5年度の274千トンから令和12年度に約5%削減を目標とし、259千トンと目標値を設定する。

② 再生利用率

本県の一般廃棄物における再生利用率は、令和5年度には15.6%にとどまっており、令和2年度を境に右肩下がり傾向が続いている。国においては、令和12年度までに基準年比で7ポイントの増加を目標として掲げているが、本県の現状を踏まえると、国の数値(22.6%)をそのまま適用することは現実的ではなく、達成困難と見込まれる。

また、本県ではこれまで再生利用率が20%を超えた実績はなく、特に直近3年間は減少を続けているなど、全国平均との乖離も拡大している状況にある。このため、本計画においては、現状を踏まえつつ当面は現状維持を基本とし、15.6%(16%)を目標値として設定する。

③ 最終処分量

最終処分量については、令和5年度実績値を基準とすると国は令和12年度まで約1%増加までに抑えることを目指しているが、当県では現状維持を基本とし、19千トンと目標値として設定する。

④ 一人一日当たりの家庭ごみの排出量

国は、大幅な削減が難しいことを見込み、令和7年2月に前方針より低い目標値(440g⇒478g)を示したが、令和5年度実績値を基準とすると国は令和12年度まで約1%増加を目標値としている。

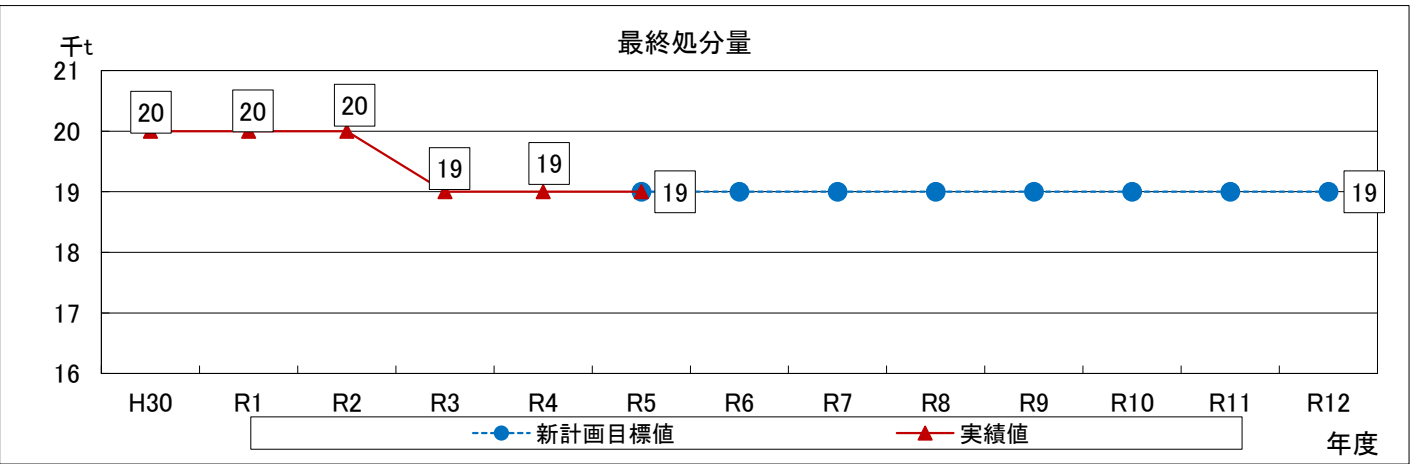
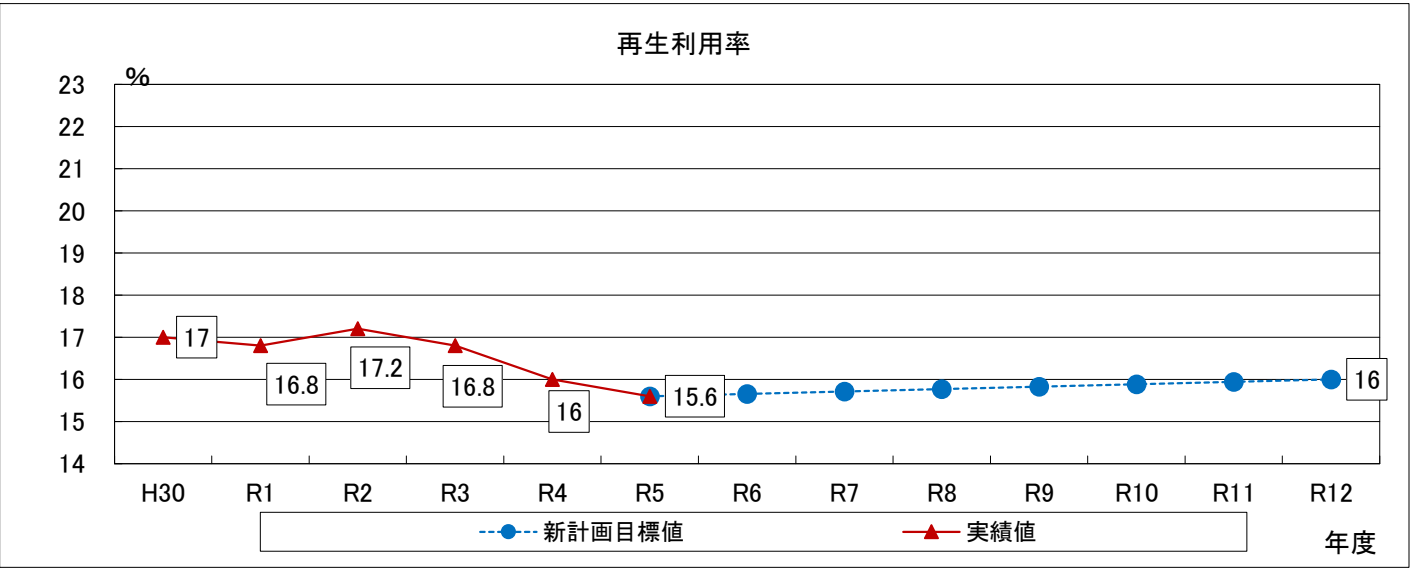
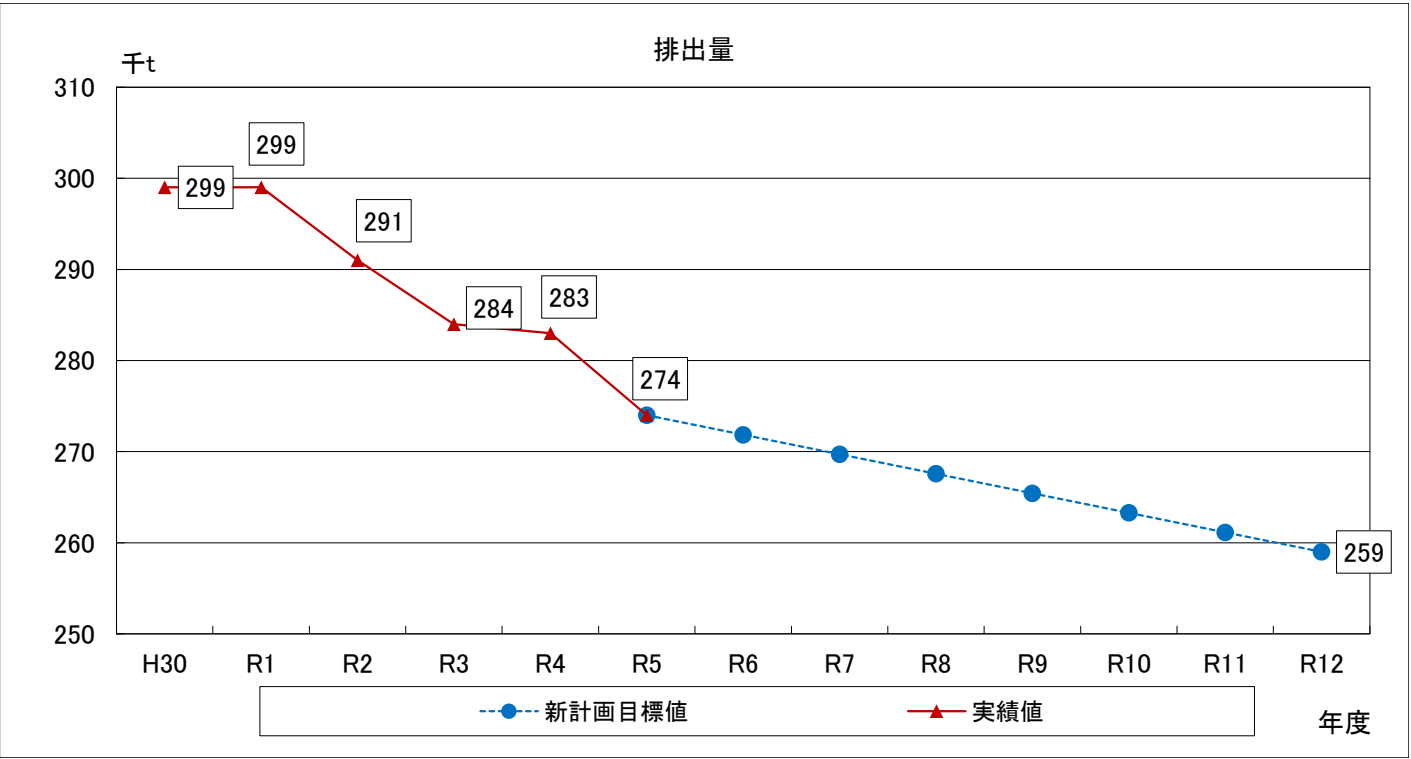
このため、本県では県内の実態を踏まえ令和12年度の目標値である総排出量に占める生活系ごみの削減率(-5.3%)に合わせる形で目標値を設定する。この削減率を換算すると、令和5年度実績値562gから約30g減少となり、計画期間の最終年度である令和12年度には532gとなることから目標値として設定する。

⑤一人一日当たりのごみ焼却量(新規)

国の削減割合と同様に、令和5年度の実績値の12%減である678g以下を目標とする。

○新計画の目標値

項 目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	令和5年度	令和12年度		
排出量	274 千トン	259 千トン	-15 千トン	-5.5%
生活系ごみ	190 千トン	180 千トン	-10 千トン	-5.3%
事業系ごみ	80 千トン	76 千トン	-4 千トン	-5.0%
集団回収量	4 千トン	3 千トン	-1 千トン	-25.0%
再生利用率	15.6 %	16.0 %	-	+0.4 ポイント
最終処分量	19 千トン	19 千トン	-	-
一人一日当たりの家庭ごみの排出量	562 g	532 g	-30 g	-5.3%
一人一日当たりのごみ焼却量	771 g	678 g	-93 g	-12.1%



①一人一日当たりの家庭から排出されるごみの量の削減

i 趣 旨

本県の一人一日当たりの家庭から排出されるごみの量（以下「一人当たりごみ量」）は、ここ数年全国平均値との差が拡大しており、本県の重要課題となっている。次期計画では、この一人当たりごみ量の削減を重要課題の一つと位置付け、重点的に取り組むこととする。目標値の設定にあたっては、実績値との乖離が大きくなりすぎて形骸化しないよう留意し、県民にとって訴求力が高く、具体的な行動変容につながる数値目標を掲げる。

ii 目標値

以下の数値目標を設定し、取り組みを進めていく。

- ・生活系ごみの排出量を約5%削減する。
- ・指定ゴミ袋未導入の4市町村（上野原市、西桂町、忍野村、小菅村）に技術的な助言及び導入による効果等の研修等を実施し、令和12年度までに全市町村で制度を本格導入していく。

iii 強化する対策

- ・コストの「見える化」：広報紙やホームページ等でごみ処理費用を公開し、日常のごみ排出に要する社会的コストを県民に周知することで、排出抑制の意識を高める。
- ・食品ロス削減の徹底：県および市町村が定める食品ロス削減推進計画に基づき、家庭・事業所・学校給食等での削減を強化する。
- ・プラスチックごみ対策：国が進める一括回収制度の動向を注視しつつ、地域特性に応じた効率的な収集・再資源化を推進する。
- ・集団回収・店頭回収の拡充：住民団体へのインセンティブ付与や店頭回収の実態把握を進め、全体として資源化率を高める。
- ・リサイクルステーションの普及と啓発：優良事例の紹介や分別ルールのわかりやすい媒体作成を通じ、県民理解を促進する。
- ・排出抑制のための制度的対応：ごみ収集手数料の有料化（受益者負担の徹底）を進めるとともに、排出量に応じた料金体系（従量制）も検討する。
- ・職員能力の強化：外部講師による県・市町村職員向け研修を実施し、施策の企画力・実行力を高める。
- ・学校教育との連携：小中学校における環境教育を通じて、家庭への波及効果を期待する。

iv 予測される効果

- ・一人一日当たりの家庭から排出されるごみの量の減少
- ・ごみ処理に係るコスト負担の軽減、資源化率の着実な向上、県民意識の定着が期待される。

② 高齢化社会への対応

i 趣 旨

高齢化の進展により、従来地域住民の自主的活動として行われてきた集団回収による資源物の回収が今後も低調傾向になることが想定される。そのため、誰にとっても分かりやすく、負担の少ない分別・収集方法の導入や、地域の実情に即した柔軟な仕組みづくりが求められる。

ii 強化する対策

- ・県・市町村の勉強会・研修の開催：高齢化社会における収集・分別のあり方について情報を共有し、常に最新の知見を取り入れた施策立案に努める。
- ・高齢者支援団体との連携：社会福祉協議会やシルバー人材センター等の高齢者のごみ出し支援の受け皿となる可能性がある事業者と支援のあり方について検討を行う。

iii 予測される効果

- ・高齢化が進展しても、資源物の分別や回収が滞ることなく継続可能となり、資源化率の向上に寄与する。
- ・ごみの適正処理体制を維持するとともに、高齢者の社会参加や地域コミュニティの活性化にもつながる。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の将来推計

【推計方法】

産業廃棄物実態調査結果を基本とし、次により推計した。

ア 産業廃棄物（イに掲げるものを除く。）

（ア）活動量指標の伸び率の将来予測。

業種ごとの活動量指標の将来の伸び率を、過去からの推移により予測。

（イ）予測された活動量指標の伸び率を現況値に乗じて算出。

イ 農業廃棄物

農業廃棄物については、産業廃棄物実態調査において推計をしていないので、国の統計資料等により予測。

① 排出量の将来推計

・計画期間の最終年度となる令和 12 年度のごみの総排出量は、令和 5 年度と比較し、約 3.2%増となる 1,702 千トンになると予測される。

② 再生利用率の将来推計

・令和 12 年度の再生利用率は 1 ポイント増となる 57%と予測される。

③ 最終処分量の将来予測

・令和 12 年度の最終処分量は、排出量の増加に伴い、8 %増となる 27 千トンと予測される。

項 目	令和5年度(実績)	令和 12 年度(将来推計)	増減量	増 減
排出量	1,650 千トン	1,702 千トン	52 千トン	3.15%
再生利用率	56%	57%	-	+1 ポイント
最終処分量	25 千トン	27 千トン	2千トン	8%

(2) 国の示す目標値等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき、基本方針を策定しており、都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる指標が示された（※ 1）。

（※ 1）令和 7 年 2 月 18 日公表

項 目	基準年度	目標年度の指標
	令和 4 年度（実績）	令和 12 年度
排出量	370 百万トン	令和 4 年度に対して＋約 1 %に抑制
再生利用率	36 %（※ 2）	37 %
最終処分量	8.7 百万トン	令和 4 年度に対して約 10%削減

（※ 2）令和 4 年度実績（確定値）の再生利用率は、国で数値を示していないため、当課で算出した。
（算出方法：再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉋さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量} / {排出量}）

(3) 本県の目標値の設定

① 排出量

排出量全体では、緩やかに増加することが予測され、令和12年度で令和5年度と比較し、約3.2%増の1,702千トンと見込まれる。

産業廃棄物の排出量は、リニア中央新幹線等の大型工事により、引き続き建設業の発生量が増加することが予測されるが、令和5年度の1,650千トンから1.6%増（伸び率約3.2%の半分）に抑制した1,676千トンを目指値とする。

② 再生利用率

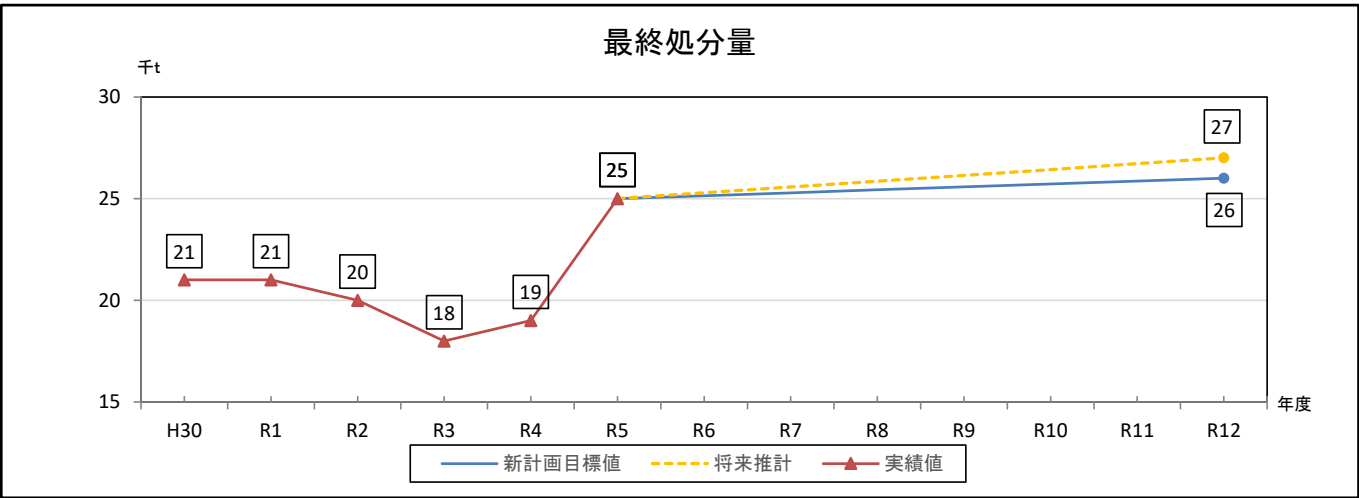
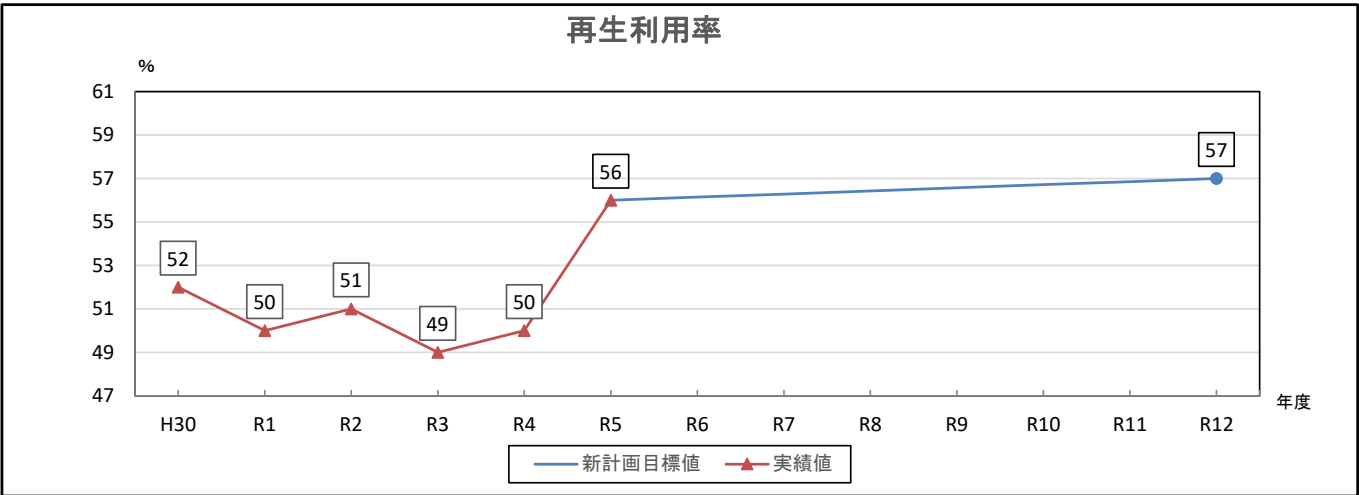
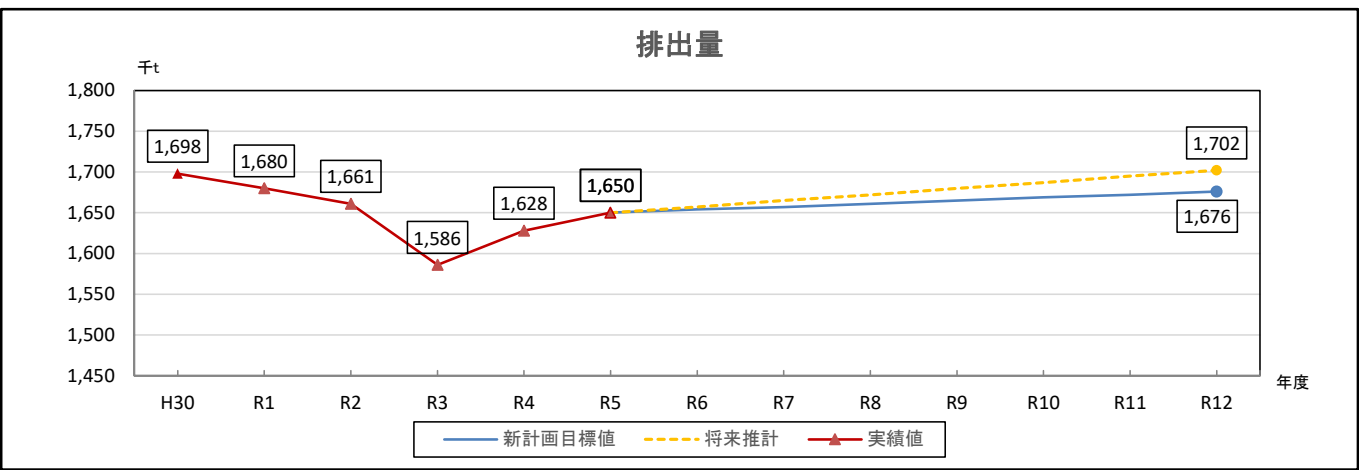
再生利用率は、令和12年度で令和5年度と比較し、1ポイント増の57%と見込まれる。再生利用率の目標値は、将来推計に沿った57%とする。

③ 最終処分量

最終処分量は増加することが予測され、令和12年度で27千トンと見込まれるが、排出量の抑制に努めることで、排出量の目標値に準じて目標値を26千トンとする。

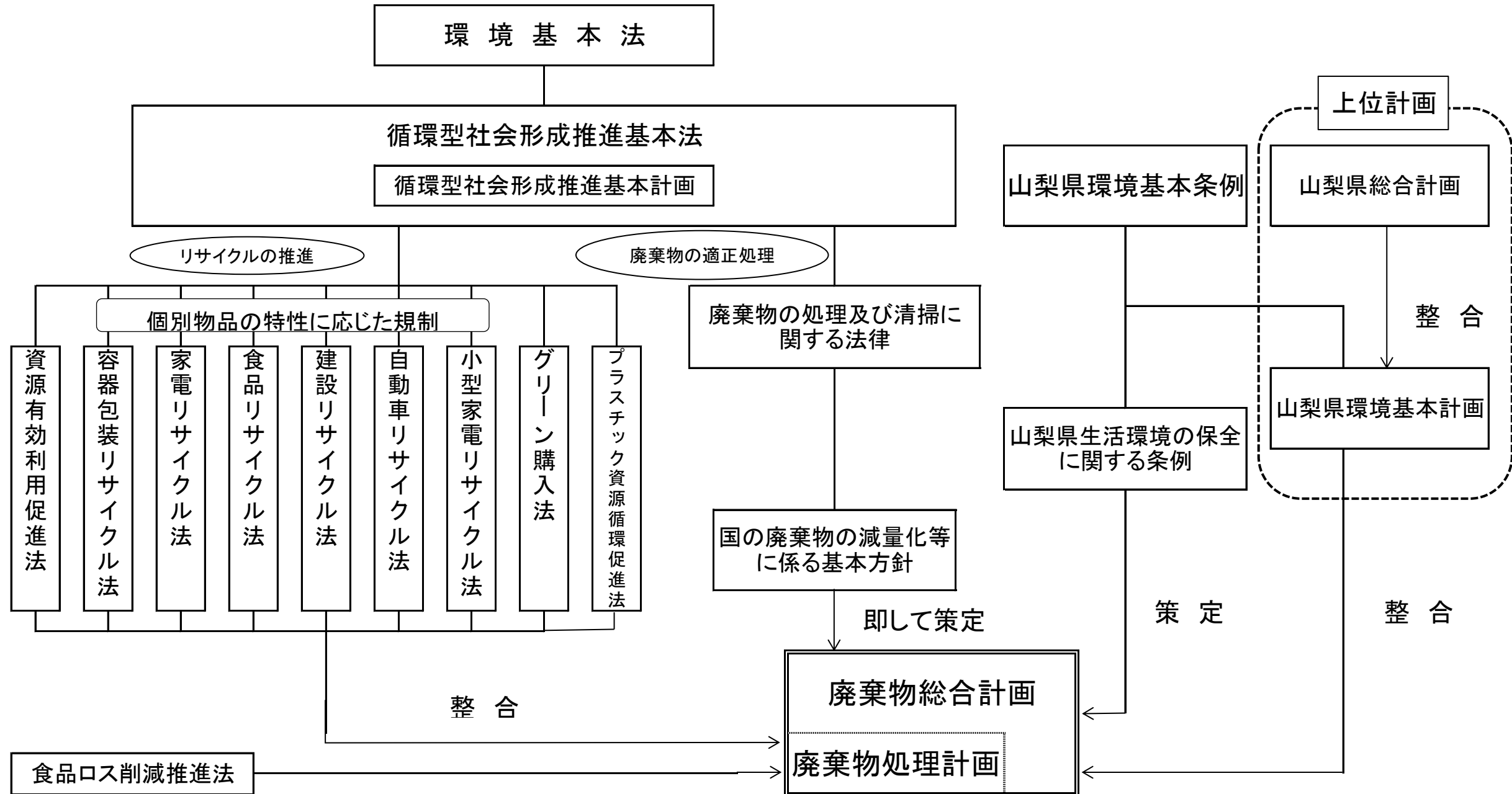
○新計画の目標値

項 目	基準年度	目標年度	増減量	増 減
	令和5年度	令和12年度		
排出量	1,650 千トン	1,676 千トン	26 千トン	1.58%
再生利用率	56%	57%	-	1 ポイント
最終処分量	25 千トン	26 千トン	1 千トン	4.00%



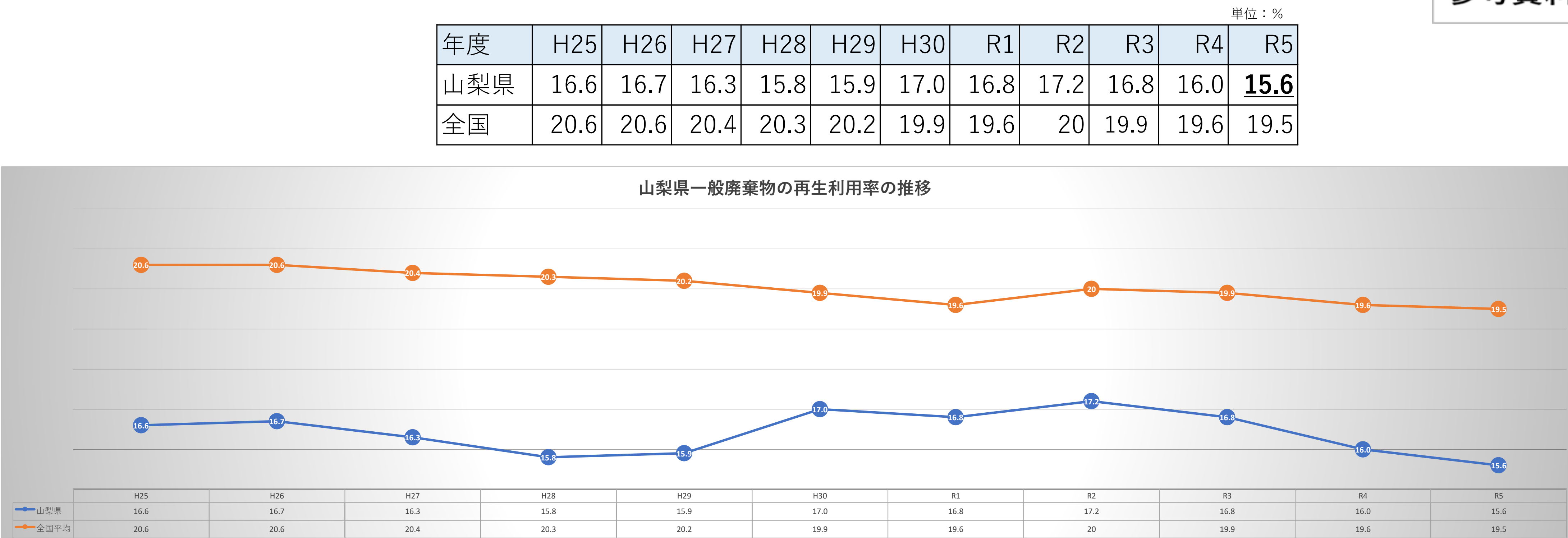
廃棄物総合計画と法令、行政計画等との関連図

参考資料 1



山梨県一般廃棄物の再生利用率の推移（H25～R5）（第3次廃棄物総合計画～第4次廃棄物総合計画）

参考資料 2



【過去の分析】

- ・最高値は、令和2年度年の17.2％となっている。
- ・最低値は、令和5年度の15.6％となっている。
- ・過去11年間に於いて、再生利用率が20％を超えたことはない。
- ・平成30年度に1.1ポイント増加しているが、これは甲府・峡東地域を管轄する甲府・峡東クリーンセンターで最終処分として埋め立てていた焼却灰を溶解スラグ化し資源として使用する取組が本格化したことによる影響と推測される。
- ・直近3年間は右肩下がりの傾向が続いており、過去最低値を更新している。
- ・全国平均にあっても、直近3年間は緩やかに右肩下がりの傾向が続いている。

【減少している主な原因】

- ・高齢化の影響において、集団回収や分別作業の担い手不足が顕著であり、自治体等の活動量の減少。
- ・再生利用量の4割弱を占める新聞、雑誌等の販売数減少及び電子書籍の増加に伴うペーパーレス化による資源回収回収量の減少。
- ・スーパー等小売店舗による、資源ごみの店頭回収量が調査統計へ未反映。
- ・住民のごみ分別の不徹底及びコロナ禍以降、外食に変わり家庭での宅配等が増加し生活様式が変化したことにより、ごみ減量意識が一部低下。

【今後の方針】

- ・本県ではこれまで再生利用率が20％を超えた実績はなく、全国平均（令和5年度）との乖離も拡大している状況にある。
- ・このため、本計画においては、**現状を踏まえつつ当面は現状維持を基本とし、15.6％（16％）を目標値として設定する。**

品目別再生利用量

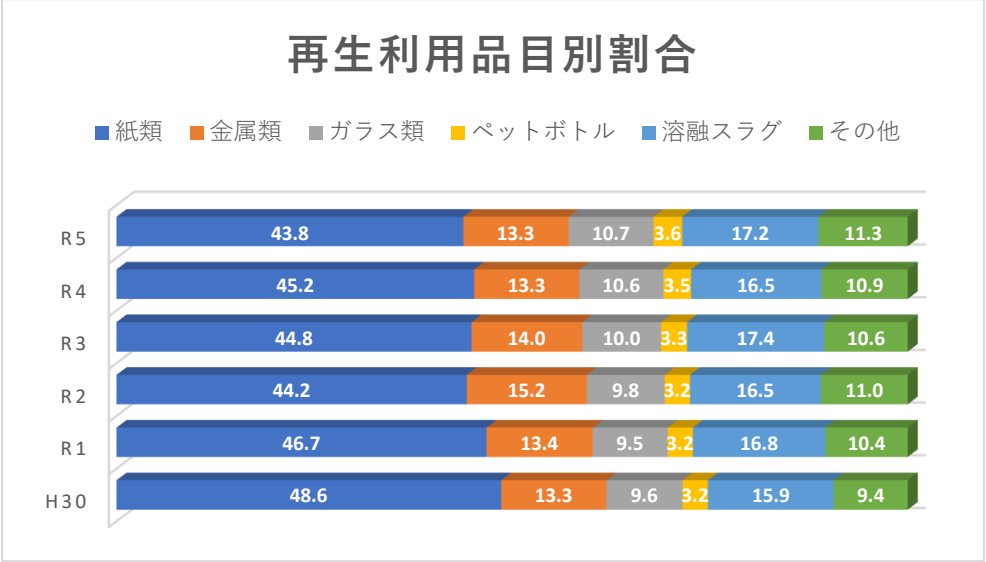
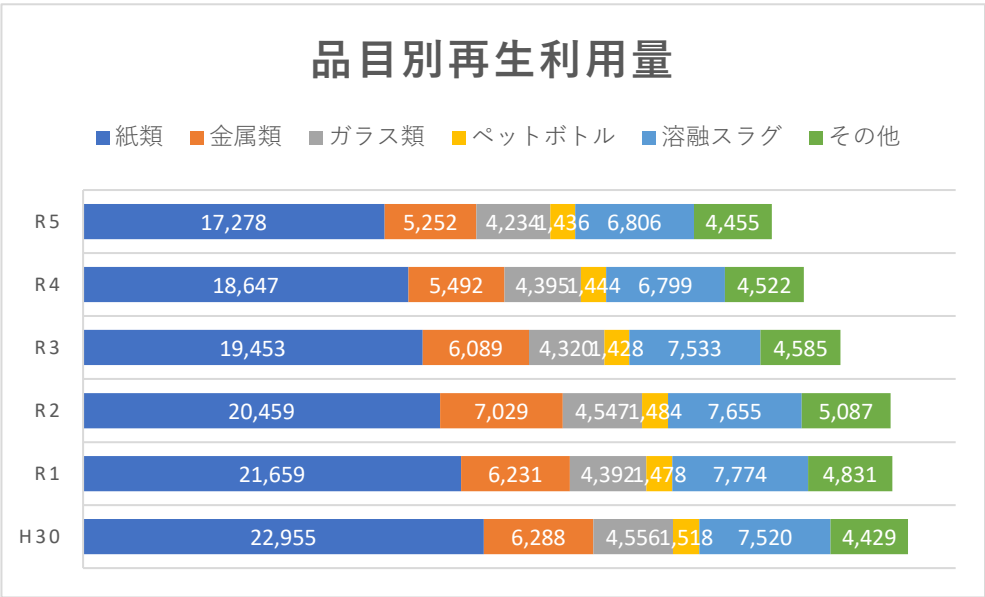
単位：t

	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	溶融スラグ	その他	合計
H30	22,955	6,288	4,556	1,518	7,520	4,429	47,266
R1	21,659	6,231	4,392	1,478	7,774	4,831	46,365
R2	20,459	7,029	4,547	1,484	7,655	5,087	46,261
R3	19,453	6,089	4,320	1,428	7,533	4,585	43,408
R4	18,647	5,492	4,395	1,444	6,799	4,522	41,299
R5	17,278	5,252	4,234	1,436	6,806	4,455	39,461

再生利用品目別割合

単位：％

	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	溶融スラグ	その他	合計
H30	48.6	13.3	9.6	3.2	15.9	9.4	100
R1	46.7	13.4	9.5	3.2	16.8	10.4	100
R2	44.2	15.2	9.8	3.2	16.5	11.0	100
R3	44.8	14.0	10.0	3.3	17.4	10.6	100
R4	45.2	13.3	10.6	3.5	16.5	10.9	100
R5	43.8	13.3	10.7	3.6	17.2	11.3	100



再生利用量増減率（H30=1）

単位：％

	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	溶融スラグ	その他	合計
H30	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
R1	94.4%	99.1%	96.4%	97.4%	103.4%	109.1%	98.1%
R2	89.1%	111.8%	99.8%	97.8%	101.8%	114.9%	97.9%
R3	84.7%	96.8%	94.8%	94.1%	100.2%	103.5%	91.8%
R4	81.2%	87.3%	96.5%	95.1%	90.4%	102.1%	87.4%
R5	75.3%	83.5%	92.9%	94.6%	90.5%	100.6%	83.5%

新聞発行部数（全国）

単位：千部

H30	48,927
R1	46,233
R2	42,345
R3	39,512
R4	36,775
R5	33,047
R6	30,533

増減割合（H30=1）

単位：％

H30	100%
R1	94.5%
R2	86.5%
R3	80.8%
R4	75.2%
R5	67.5%
R6	62.4%

総排出量

単位：t

H30	100.0%	299,168
R1	99.9%	298,771
R2	97.4%	291,457
R3	94.9%	284,028
R4	94.4%	282,526
R5	91.5%	273,595

